

職員の副業に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、A職員が適正な手続きを経ずに副業を行っており、服務規程に違反している可能性があるとする通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>前提として、A職員が、報酬を得て事業に従事する場合、いわゆる副業を行う場合は、地方公務員法等の定めにより、任命権者の許可が必要であるとされている。</p> <p>実務上は、「兼職許可申請書（兼許可通知書）」という様式を所属の課長に提出すること（以下「申請手続き」という。）が必要であるとのことである。</p> <p>1 所属の調査結果を踏まえた判断</p> <p>(1) A職員の副業について</p> <p>調査の結果、A職員は、4店の営利企業に従事し、報酬を得ていたことが確認された。この際、必要な申請手続きを行っておらず、A職員の行為は、地方公務員法第38条等に明確に違反する行為である。</p> <p>(2) 管理監督職員の対応について</p> <p>B係長は、C職員から、A職員が申請手続きを経ずに副業を行っているとの報告を受け、D課長にその旨報告を行った。D課長は、これを受け、確たる証拠がない等の状況から、A職員への確認は行わなかったとのことである。</p> <p>D課長らの対応として、例えば速やかに人事担当課に相談する等の手段が考えられたわけであって、管理監督職員として対応が十分であったとは言いきれない。</p> <p>2 まとめ</p> <p>以上のとおり、本件については、通報者の指摘するA職員の副業に関する事実関係が認められた。A職員が申請手続きを経ずに副業を行っていたことは地方公務員法等の法令に反するものであって、所属は厳正に対処していくとのことであるから、速やかに適切な対応を求めたい。</p> <p>また、D課長やB係長がC職員から情報提供があったことに対し、管理監督職員としての対応が十分であったと言えるのか疑問が残るところ、これについても所属は厳正に対処していくとのことであるから、今回の件を教訓に、十分な検証と対応、そして、局として組織全体への再発防止の徹底を求め、委員会の対応を終了する。</p> <p>【参考】</p> <p>○地方公務員法 （営利企業への従事等の制限）</p> <p>第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。</p>
<p>本市の対応</p>	<p>A職員の行為は地方公務員法第38条等に反するものであり、今後厳正に対処する。</p> <p>また、管理監督者についても、確かな証拠がなかったとは言え職員からの情報提供に対する管理監督者の対応として適切であったかを含め、併せて厳正に対処していく。</p>